

戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法の概要

1 法律の目的

- 戦後強制抑留者が、戦後、酷寒の地において、長期間にわたって劣悪な環境の下で強制抑留され、多大の苦難を強いられたこと、その間において過酷な強制労働に従事させられたこと等の特別の事情にかんがみ、及び戦後強制抑留者に係る強制抑留の実態がいまだ十分に判明していない状況等を踏まえ、これらの戦後強制抑留者に係る問題に対処するため、戦後強制抑留者の労苦を慰藉するための特別給付金を支給するための措置を講じ、併せて強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針の策定について定めることを目的とする。

※ 「戦後強制抑留者」＝昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者

2 特別給付金

- 本邦に帰還した戦後強制抑留者でこの法律の施行日（平成22年6月16日）において日本の国籍を有するものには、独立行政法人平和祈念事業特別基金（以下「基金」という。）が特別給付金を支給。
- 特別給付金の額は本邦への帰還の時期の区分に応じて次の額とし、一時金として支給。請求期限は平成24年3月31日。

昭和23年12月31日まで	25万円
昭和24年1月1日から昭和25年12月31日まで	35万円
昭和26年1月1日から昭和27年12月31日まで	70万円
昭和28年1月1日から昭和29年12月31日まで	110万円
昭和30年1月1日以降	150万円

- 特別給付金の支給のために基金の資本金を取り崩すことができることとする。また、基金については、現行法による解散の期日（平成22年9月30日までの政令で定める日）の前日をもって特別給付金の支給業務以外の業務を終了した上、平成25年4月1日までの政令で定める日に解散。

3 強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針

- 政府は、強制抑留の実態調査等（戦後強制抑留者に係る問題のうち特別給付金の支給により対処するもの以外のものに対処するために行う、その強制抑留の実態調査その他の措置）を総合的に行うための基本的な方針を策定・公表。

<基本方針の策定事項>

- (1) 強制抑留の実態調査等に関する基本的方向
- (2) 次に掲げる措置の実施に関する基本的事項
 - ① 強制抑留下で死亡した戦後強制抑留者についての調査（その埋葬場所の調査を含む。）
 - ② 強制抑留下で死亡した戦後強制抑留者の遺骨・遺留品の収集及び本邦への送還等
 - ③ ①・②と併せて行う戦後強制抑留者に係る強制抑留の実態解明に資するための調査
- (3) 労苦継承事業及び本邦帰還前に死亡した戦後強制抑留者の追悼事業の実施に関する基本的事項
- (4) (2)・(3)以外の強制抑留の実態調査等として行う措置の実施に関する基本的事項
- (5) 関係行政機関相互間の連携協力体制の整備に関する基本的事項、地方公共団体・国内外の民間の団体等との連携に関する基本的事項等

4 施行期日等

- 公布の日（平成22年6月16日）から施行（特別給付金の支給を受ける権利を有する者は公布の日確定）。ただし、3は、公布の日から6か月以内で政令で定める日から施行。
- 特別給付金の支給の請求は、この法律の施行日から6か月以内で政令で定める日の翌日から可能。